

令和6年度「創業者等伴走型支援事業」業務委託企画提案仕様書

1 委託業務名

創業者等伴走型支援事業業務委託

2 実施目的

創業計画等の事業計画に基づき事業を実施している小規模事業者に対して経営に関する専門家を派遣し、現状の把握、課題の整理、課題に対する助言及び助言の実行支援を実施し、小規模事業者の経営力の向上や倒産・廃業の防止を図る。

3 業務内容

本件受託事業者は、以下の業務を行うものとする。

※提出する企画提案書に、以下の各項目について実施方法を記載すること。

(1) 伴走支援員の確保、指導監督

伴走支援を円滑に実施するため、経営方法に関する専門的な知識と経験及び助言能力を持つ伴走支援員の確保、指導監督に努めるものとする。

また、適切な伴走支援の実施のため、得意分野、対象事業者の抱える問題点・課題等を踏まえ、県と協議した上で担当伴走支援員を選定するものとする。

(2) ヒアリング、課題の抽出、助言の実施

対象事業者へのヒアリングを実施し、財務や事業の分析を通じて現状を把握し、経営に関する課題を明らかにする。抽出した課題を踏まえ、経営者と認識を共有しながら今後の方向性やその実現、課題解決のために取り組むべき事項について検討、助言を行う。

なお、ヒアリングにより抽出された課題に応じて、より得意分野・専門性の合致する伴走支援員を配置できる場合は、その伴走支援員に変更すること。

(3) 助言の実行支援

上記(2)で検討、助言を行った事項について、実現のために必要な支援を実施する。

(4) 伴走支援報告書の作成

上記(2)、(3)で実施した内容をまとめた伴走支援報告書（別紙第1号様式）を作成し、支援事業者に提出及び説明を行う。

4 対象事業者

(1) 創業期

ア 沖縄県融資制度（創業者支援貸付）、機械類貸与制度を利用した小規模事業者

(2) 事業承継期

ア 沖縄県融資制度（事業承継支援貸付）を利用した小規模事業者

イ 今後2～3年以内に事業承継を実施予定又は事業承継を実施した小規模事業者

(3) 事業再生・再チャレンジ期

ア 沖縄県融資制度（中小企業再生支援資金）を利用した小規模事業者

イ 経営改善計画を策定し実行中又は実行予定の小規模事業者

ウ 過去に倒産や廃業を経験したものが経営する小規模事業者

なお、決定した対象事業者については、本件受託事業者に別途通知する。

5 成果報告

本事業の効果を検証するため、受託者は委託事業により得られた効果を収集し、その内容分析を行い、事業成果とあわせて報告書にまとめること。また、本事業に関して沖縄県の設定する成果目標の達成に努めること。

(1) 支援事業者数及び成果目標

① 実施件数：20者程度

1者あたりの派遣回数を目安は、課題の特定から助言が5回、助言の実行支援が5回の計10回程度とする。

② 成果目標

ア 支援事業者のうち80%以上の事業者が、経営に関する課題を明確化し、その解決策の実行に着手していること。

イ 支援事業者のうち、50%以上の事業者の経常利益が2年後（R8年度）年率1%以上伸びていること。

(2) 効果検証のための調査

支援した事業者について、支援終了後も経営状況の調査を行い、その結果を踏まえた効果検証を行うこと。

(3) 成果報告

事業の実施結果、成果目標達成状況、事業の実施により気づいた課題の有無、今後求められる必要な対策等について記載した実績報告書及び、支援事業者に提出した伴走支援報告書の写しを沖縄県に納品すること。（A4版縦フルカラー紙で一部、電子データ）

提出期限：令和7年2月28日

6 委託期間

契約締結の日から令和7年2月28日まで

7 著作権の譲渡等

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるとおりとする。

- (1) 本件受託事業者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する現著作者の権利）に規定する権利を沖縄県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 沖縄県は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項第3号または第4号に該当しない場合においても、その使用のために、仕様書等で指定する物件を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (3) 本件受託事業者は、沖縄県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条（公表権）及び第19条（氏名表示権）を行使することができない。

8 再委託の制限等

本件受託事業者は、契約の全部又は一部の履行を第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。

9 留意事項

本件受託事業者は、以下に留意し業務を遂行するものとする。

- (1) この業務において知り得た秘密を他に一切漏らしてはならないものとする。
- (2) 成果品に本件受託事業者の誤りによる欠陥・訂正事項が発見された場合は、自己の負担において速やかに訂正し、提出するものとする。
- (3) この仕様書に疑義を生じた場合、あるいは記載のない事項については、沖縄県と協議して定めるものとする。